

合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○合成樹脂加工品品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（遵守事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一 原料として使用する合成樹脂（以下「原料樹脂」という。）の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる原料樹脂の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。</p>		<p>（遵守事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一 原料として使用する合成樹脂（以下「原料樹脂」という。）の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる原料樹脂の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。</p>	
原料樹脂の種類	原料樹脂の種類を示す用語	原料樹脂の種類	原料樹脂の種類を示す用語
（略）	（略）	（略）	（略）
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂 アクリル樹脂	メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂
（略）	（略）	（略）	（略）

二 耐熱温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。この場合において、本体、ふた等二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を部分を示す用語を併記して表示すること。

二(略)	<p>一 試験方法</p> <p>耐熱温度の試験は、日本工業規格S二〇二九(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、五十度を起点として十度おきに行う。</p> <p>この場合において、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。</p>
三〇九(略)	(略)

二 耐熱温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。この場合において、本体、ふた等二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を部分を示す用語を併記して表示すること。

二(略)	<p>一 試験方法</p> <p>耐熱温度の試験は、日本工業規格S二〇二九(プラスチック製食器)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、五十度を起点として十度おきに行う。</p> <p>この場合において、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。</p>
三〇九(略)	(略)